

特記仕様書

1. 総 則 この特記仕様書は、市川市における無人航空機（災害用ドローン）の購入の購入について必要事項を定めることを目的とする。
2. 件 名 無人航空機（災害用ドローン）の購入
3. 品名及び数量 災害用ドローン 1機
 詳細は別紙「令和2年度 無人航空機（災害用ドローン）仕様書」のとおり
4. 納入期限 令和3年 3月19日（金）
5. 納入場所 市川市 消防局（市川市八幡1丁目8番1号）
6. 担 当 課 市川市 消防局 企画管理課
7. 納入について
 - （1） 納入に際しては、担当課の指示に従うこと。
 - （2） 納入する製品については、傷・ムラ・斑点・汚れ・その他外観を損ねるものであってはならない。
 - （3） 納入に際しては、市川市契約課及び担当課の検収を受けるものとする。
8. その他
 - （1） 契約額には、納入等に係る経費を含めること。
 - （2） 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
 - （3） この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。
 - （4） この仕様に疑義を生じたときは、速やかに担当課及び契約課へ連絡し、指示を受けるものとする。

令和2年度
無人航空機（災害用ドローン）

仕様書

市川市消防局
企画管理課

目 次

1	総 則	1
2	仕 様	1
3	検 査	2
4	保 証	2
5	そ の 他	3

第1 総 則

- 1 この仕様書は、市川市消防局（以下「当局」という）が令和2年度に整備する無人航空機（以下「機体」という）の製造及びこれらに関する仕様について定める。
- 2 機体は、この仕様書がすべて満足されるものでなければならない。
- 3 機体は、航空法及びその他関係諸法令に適合し、災害時及び訓練時において屋内外で安全かつ合法的に飛行させることができるものであること。
- 4 受注者は、製造に先立ち本仕様書について当局と協議を行い、細部について確認を行うこと。なお、本仕様書に変更の必要を認めたときは確認の図書（議事録等）を取り交わすこと。
- 5 製造途上に生じた一切の疑義は、すべて当局の解釈に従うものとし、必要に応じて指示又は承認を受けるものとする。
- 6 提出書類
 - (1) 機体納入時、次の書類を提出する。

ア 納品書	1部
イ 各種取扱い説明書（機体、付属品）	1部
ウ 各種保証書（取付品、付属品含む）	1部
エ 機体諸元表	1部
オ 完成機体の写真	1部

提出写真は①前後、②左右側面、③上部それぞれをA4用紙にカラー印刷したものとする。
カ その他当局の指示するもの。

第2 仕 様

1 機体

機体諸元

年 式	2020年製
対角寸法	1.10m以下
本体重量	11.0kg以下
ペイロード重量	3.0kg程度（カメラ非搭載時）

2 構成

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 機体（本体、プロポ、ハードケース） | 1機 |
| (2) 機体バッテリー（1回の飛行に必要な本数を1式とする） | 3式 |
| (3) バッテリー用充電器（本体、プロポ用） | 1式 |
| (4) プロポバッテリー | 3個 |
| (5) カメラ（赤外線付カメラ・200倍ズーム・取付器具含む） | 1式 |
| (6) iPad 10.2インチ WI-FI モデル | 1式 |
| (7) 外部モニター用三脚 | 1式 |
| (8) 外部端末画像伝送資機材（HDMA ケーブル等） | 1式 |
| (9) ドローン離着陸用パッド M サイズ×1 S サイズ×1 | 2枚 |
| (10) MicroSD カード 64GB | 4枚 |

(11) 導入後運用サポート 12 ヶ月（内容については、当局と協議） 1 式

3 機能等条件

- (1) 機体は救助活動に使用する資機材を搬送及び投下可能な機能を備えた仕様にする。なお、想定する資機材は、救命浮環、救助用ロープ、自動体外式除細動器（AED）、その他ペイロード重量範囲内の物資（以下「物件」という。）とする。
- (2) 物件投下の操作は、送信機からの遠隔操作により投下できるものとする。
- (3) 投下機構は、別の電源、送信機及び受信機を追加することなく、1つの機器によって操作可能なものとする。
- (4) 誤投下防止のため、2段階で地上に物件着地させる機構を設けるなど、物件が安全に着地できるための安全機構を設けること。
- (5) 物件搬送及び投下機能の他、赤外線、静止画・動画撮影機能を備えたカメラを搭載すること。カメラについては、200倍ズーム対応とする。
- (6) 機体にて撮影された映像を特殊な機器を用いることなく、外部出力により他の端末に伝送できる機能を備えていること。
- (7) 機体は折り畳みその他の機構により、概ね600mm四方程度に収納できるものとし、搬送が容易に行えるものとする。
- (8) 機体に当局指定の塗装及び文字入れをすること。なお、詳細は契約後に当局と協議することとし、決定後に塗色及び記入を実施すること。

第3 検 査

- 1 完成検査は、全ぎ装が完了し、装備品等が全て用意された時点で実施する。
- 2 各検査を受ける際は、2週間前までに書類で申請すること。
- 3 各検査には、営業及び技術担当者が立ち会うものとする。
- 4 検査項目
 - (1) 性能検査
 - (2) ぎ装検査
 - (3) 付属品等検査
 - (4) 検査については、一部省略又は社内データをもって代えることもある。
 - (5) 検査の結果不合格と認めた個所については、直ちに修復のうえ再検査を受けること。

第4 保 証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は2年間とする。但し、機体等（付属品他、納品される構成一式）及び受注者側に起因する不都合箇所が生じた場合は保証期間後も無償で修復又は修理すること。

第5 そ の 他

- 1 機体の納入場所は当局とする。

- 2 機体の使用に必要な付属品等は全て省かず納入すること。また、機体のメーカー標準装備付属品についても同様とする。
- 3 受注者は機体納入時に、当局の機体操縦者等の関係者に機体の取り扱い方法及び管理方法等の説明を実施すること。
- 4 本仕様書に記載した機器等について変更の必要がある場合は、同等品またはそれ以上のものとする。
- 5 本仕様書の内容で協議が必要な場合は、受注者、発注者が協議のうえ誠意を持って対処すること。
- 6 仕様内に工業権（特許権）がある場合は、受注者が解決を図ること。
- 7 納入に要する一切の費用は、受注者側において負担するものとする。ただし、国土交通省航空局使用許可申請手数料、機体保険料、初期設定費用は発注者が負担する。